

平成 31 年 1 月 25 日

(編) 日本接骨師会十和田支部

支部長 森 晴 樹 様

十和田市福祉事務所

所長

給付要否意見書の発行について (回答) に再照会に対する回答

平成 31 年 1 月 16 日付けで照会のあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

再照会 1 について

先に回答したとおり、当福祉事務所では被保護者から施術の給付申請があった際には、次のことを根拠に対応しております。

①生活保護医療扶助運営要綱 第 3 医療扶助実施方式 7 施術の給付

②平成 23 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 7 号「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な支給について」厚生労働省社会・援護局保護課長通知

施術の給付にあたり、その範囲や手続きについて示されており、法制度において画一的な給付要否意見書の発行を求めているとは解していません。

そのため、給付の対象となりうるのか予め状況の聞き取りなどを行っているものです。

なお、今後とも聞き取りが不十分にならないよう留意してまいります。

再照会 2 について

先の回答については、給付の対象とならない単なる肩こりや筋肉疲労に対する施術における自費診療に対する考えを述べたものです。必要な診療等については法制度に基づき適切な取り扱いに努めているところです。

今後も生活保護の適正な執行に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当

十和田市役所生活福祉課

生活保護 1 係

電話 61-6715